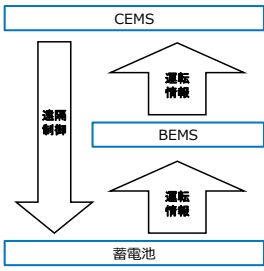


武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクトに伴うプロポーザルに関する質問回答書(第1回目)

番号	資料名	頁数	項目	質問事項	回答
1	プロポーザル実施要領	5	【個別実績案件】⑬	本業務については、以下3つの実績が必要との認識で宜しいでしょうか。 ・最適なエネルギー管理 ・補助事業における各種申請・申請補助 ・施設改修又は分散電源等導入による効果測定 または、上記のうちの一部分の実績が良いのでしょうか	ご理解の通りです。総合エネルギーマネジメント等業務委託内容の(1)～(3)すべての実績が必要です。
2	プロポーザル実施要領	5	【個別実績案件】⑬	補助事業に関わる各種申請補助業務について、発注者からの元請で実施した案件ではなく、自社が補助事業者となり、各種申請、執行団体等との協議を行った実績を提出することも可能でしょうか。	可能です。ただし各実績につき元請、補助事業者等の立場を示してください。
3	プロポーザル実施要領	9	提出書類・図書等作成要領	③の「様式10」については、事業者名を伏せて作成することとありますが、業務の管理者・担当者の氏名も同様に伏せて作成する必要があるでしょうか。事業者名を伏せて行う体制評価について、どのような基準で評価するのでしょうか。	業務の管理者・担当者の氏名は伏せてなくて結構です。事業者名は、参加資格確認の結果通知に、提案書類・図書作成における「グループ名」を指定させていただきます。評価基準は、プロポーザル評価要領のP.6表2「実績・体制・技術に係る審査」の評価項目及び採点の評価視点をもとに評価します。
4	プロポーザル実施要領	11	価格・技術提案審査 価格・技術提案図書等	(1)提案図書等の様式10で作成する、実績・体制・技術提案書について、様式内に記載しきれない事項については、別紙として補足説明資料を添付することは可能でしょうか。可能な場合、補足説明資料の様式については任意で宜しいでしょうか。	全て様式内に記載するように作成して下さい。
5	プロポーザル実施要領	14	優先交渉権者決定から契約まで	③の「工事請負契約は、武蔵野市議会において工事請負契約の本契約についての議決が得られるまでは仮契約とし、」とありますが、H31年度の4月初時点で仮契約を結べるものと考えてよいでしょうか。	平成31年4月～5月頃に仮契約の締結ができるとご理解下さい。本契約は議決後となりますので、その点、重ねて留意いただようお願いいたします。
6	プロポーザル評価要領	4	提案審査 実績・体制・技術提案内容 プレゼンテーション・ヒアリングの実施	②の質問回答者は、「所属と氏名を述べてから行うこと」とあります。提案書は事業者名を伏せて作成する一方で、プレゼンテーションでは、事業者名を明らかにしてよいのでしょうか。	参加資格確認の結果通知に、提案書類・図書作成における「グループ名」を指定させていただきます。提案書はこのグループ名を利用して作成していただいても構いません。プレゼンテーションでは、グループ名、所属、氏名を述べていただければ結構です。(事業者名は述べないようお願いします)
7	プロポーザル評価要領	6	表2「実績・体制・技術に係る審査」の評価項目及び配点	「業務実施体制の明確化」の項目において、「積極性が見られるか」とありますが、どの項目をどのように評価するかの評価基準はあるでしょうか。	幹事企業及び複数の構成企業が、積極的に個々の民間ノウハウや高度で専門的な技術を駆使し、グループ全体で本プロジェクト業務を安全かつ確実に遂行・履行することが明確な業務体制になっているか等を評価します。
8	プロポーザル評価要領	7	表3「実績・体制・技術に係る審査」の採点方法(5段階)	価格審査は、仕様書1-5に示される5種の業務の総額の評価でしょうか。5種の業務を個別の評価でしょうか。	各業務及び整備工事が各々提案上限額を超過しない形で5種類業務の総額での評価となります。
9	様式集	様式4	委任状	委任状は幹事会社において提出可能となっておりますが、構成会社においても提出してもよろしいですか。(社長からの委任)	一者又は幹事企業のみが提出可能です。
10	様式集	様式10 1-3	実績・体制に関する事項	「地域社会・地元事業への貢献」とありますが、地元企業との協業等では、具体的な企業名を提示してもよいでしょうか。企業名は伏せる必要があるでしょうか。	企業名を提示していただいても構いません。
11	様式集	様式10 11-6	技術に関する事項	「独自技術・知識の活用など、効果的な追加提案」とありますが、3年間の本事業範囲に限らず、それ以降の期間における提案内容も記載してよいでしょうか。	提案していただいても構いません。
12	プロジェクト全体計画工程表(想定)	-	-	HPでダウンロードできる工程表とCDRで配布された工程表【番号26】と2種類ありますが、どちらの工程表が正でしょうか。(工事の終了期間が異なっていました)	CD-Rで配布した工程表が正で、各整備工事の平成31年度の終了期間は、平成32年2月下旬になります。
13	プロジェクト全体計画工程表(想定)	-	-	④蓄電システム整備工事の契約が平成31年7月と想定されています。蓄電池システムの製作期間は8～10ヶ月とメーカーより聞き及んでおり、市にて仮発注等の手続きは行っていたのでしょうか。	市で仮発注等の手続きは行いません。
14	プロジェクト全体計画工程表(想定)	-	-	上記に関連し、平成32年度に現地据付とした場合、約4ヶ月で3カ所の構築期間は非常にタイトだと思います。平成31年度に中学校での基礎工事は実施可能と考えてもよろしいでしょうか。	第四中学校の学校関係者(市教育所管部門含む)と施工日程や施工計画等の詳細協議を行った上で、施工可能と判断・決定した場合には、施工していただいても構いません。(関係者協議が必要です)
15	プロジェクト全体計画工程表(想定)	-	-	総合体育館のビルエネルギーマネジメントシステム整備工事完成後、翌年度に蓄電池システム整備工事における試運転調整完了・竣工となる計画ですが、総合体育館部分のビルエネルギーマネジメントシステムにおける試験調整費用は蓄電池システム整備工事例に含むと考えて宜しいですか。	ご理解の通りですが、平成31年度単年度で蓄電池システム整備工事を完了しても構いませんので、その際は総合体育館のビルエネルギーマネジメントシステム整備工事例で費用計上して下さい。
16	プロジェクト全体計画工程表(想定)	-	-	上記と同様に、クリーンセンターに設置するCEMSと連系するための総合体育館ビルエネルギーマネジメントシステム現地試験調整も実施時期が不明のため、その費用は蓄電池システム整備工事に含むと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、平成31年度単年度で蓄電池システム整備工事を完了しても構いませんので、その際は総合体育館のビルエネルギーマネジメントシステム整備工事例で費用計上して下さい。
17	仕様書2 総合エネルギーマネジメント等業務委託仕様書	3	武蔵野市環境マネジメントシステムへの協力	武蔵野市環境マネジメントシステムの実行に協力すること、とありますが、具体的にはどのような内容を想定されていますでしょうか。	本市の環境マネジメントシステムの趣旨を理解いただき、業務遂行時に環境配慮等にご協力していただく目的での記載ですので、業務開始時に市と協議の上、決定いたします。

番号	資料名	頁数	項目	質問事項	回答
18	仕様書2 総合エネルギー マネジメント等 業務委託仕様書	8	総合エネルギーマネジ メント等業務委託の内 容	「効率的かつ効果的なエネルギー需給方法及び手法を立案」とあり、ア～エには「最適化運用」とありますが、本公募で選定される事業者はエネルギーの需給方法および手法の立案（計画策定）までが責任範囲であり、システムや設備の実運用・運転は市または武蔵野グリーンセンター施設運営事業者等が実施するという理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
19	仕様書2 総合エネルギー マネジメント等 業務委託仕様書	8	総合エネルギーマネジ メント等業務委託の内 容	(3)効果測定業務について、「ア CO2排出削減対策モデル事業に伴う各種効果測定」と「イ 武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト全体の各種効果測定」とあります。ア、イとも、武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクトで実施する蓄電池の新設、BEMS改修と直接関連しない設備に関する効果測定も含んでおりますでしょうか。（例 体育館以外の施設の空調・照明・太陽光等）含んでいる場合、それらの計測に必要な計測機器等については、既設又は別事業で構築されたものからデータ提供頂けるとの認識で宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。別途事業に関連する各種データは市から提供します。
20	仕様書3 蓄電池システム等 整備に伴う詳細設 計 業務委託仕様書	3	武蔵野市環境マネジ メントシステムへの協力	武蔵野市環境マネジメントシステムへの協力について、本設計業務を市の対象環境事務事業のどの事業に位置付ければよろしいでしょうか、またどの組織に属することになるのかご指示下さい。	本市の環境マネジメントシステムにおける環境負荷低減の取り組みの趣旨を理解していただき、業務遂行時に環境配慮等にご協力いただく目的での記載です。具体的には業務開始時に市と協議の上、決定いたします。また、EMS対象環境事務事業及びEMS対象組織への組込みは想定していません。
21	仕様書3 蓄電池システム等 整備に伴う詳細設 計 業務委託仕様書	5	設計業務の方針	設計業務の方針として、様々な計画、指針、仕様等に配慮するように記載がありますが、蓄電池システム及びビルエネルギーマネジメントシステムの設計に係る部分のみ、事業者が自主的に確認をし、適合性等の評価を実施すればよろしいでしょうか。また、具体的なチェック項目があればご提供をお願いします。	設計業務開始前に市と協議の上で設計業務の方針を決定しますので、事業者が自主的に確認をし、適合性等の評価をしていただく必要はありません。
22	仕様書3 蓄電池システム等 整備に伴う詳細設 計 業務委託仕様書	6	設計業務の方針	(8)の特記事項の予定工事費とは何を指すのでしょうか。	実際の契約時には、本委託仕様書の他に設計業務委託特記事項を作成します。その中に受託事業者の価格提案時の整備費用を記載する予定としており、これを予定工事費と理解して下さい。
23	仕様書3 蓄電池システム等 整備に伴う詳細設 計 業務委託仕様書	6	適用基準等	(3)の市販の表計算ソフト等を用いる場合は該当しないと考えるよろしいでしょうか。また、設計に係る計算に使用した理論、公式の引用、文献等及びその計算過程の明記については、明記しなければ計算過程の信憑性が確認できない場合に限定することとしてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
24	仕様書3 蓄電池システム等 整備に伴う詳細設 計 業務委託仕様書	6	設計内容の詳細化と 各業務間の設計内容 の調整等	(3)の各設計業務の担当技術者が設計内容の調整を行わなければならない各業務について、各業務の業務内容を具体的に提示願います。また、本公募の外側で行われる設計業務の内容（EMS、照明、空調等の）の詳細も開示願います。	各設計業務とは、本詳細設計業務を対象としていますので、「蓄電池システム」、「ビルマネジメントシステム」の各業務を想定しています。
25	仕様書3 蓄電池システム等 整備に伴う詳細設 計 業務委託仕様書	7	設計VE等の実施	設計VE等の実施については可能な範囲で協力していく考えですが、設計期間に十分な余裕が設定できない場合は対応が困難な場合も想定しますが、よろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、設計業務開始前に市と協議の上、決定いたします。
26	仕様書3 蓄電池システム等 整備に伴う詳細設 計 業務委託仕様書	8	守秘義務	各号に記載のある第三者は、複数の企業で構成されるグループ内にも適用されるのでしょうか。プロジェクトの円滑な推進に支障を来す恐れがあり、定義を明確にお願いします。	複数の企業で構成されるグループ内には適用しません。
27	仕様書3 蓄電池システム等 整備に伴う詳細設 計 業務委託仕様書	—	全体計画工程表	設計業務期間約2か月で業務完了する計画となっておりますが、極めて困難と考えます。最低でも実施設計4～5か月、積算1ヶ月、合計6か月程度は必須と考えます。	計画通りの業務期間にて提案下さい。最終的な業務期間については、設計業務開始前に市と協議の上、決定いたします。
28	仕様書3 蓄電池システム等 整備に伴う詳細設 計 業務委託仕様書	—	全体計画工程表	蓄電池整備システム整備工事の正式な契約締結は、上記設計業務の進捗に依らず、平成31年7月に締結されると認識してよろしいでしょうか。	詳細設計業務により算出した整備費用の決定が正式契約締結には不可欠ですので、設計業務の進捗に左右されることをご理解下さい。
29	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	—	エコプラザ(仮称) 高圧受変電設備 について	現在整備中のエコプラザの高圧受変電設備の位置（明確に決まっていない場合は予定場所）をご提示いただけないでしょうか。	現在想定している箇所は、エコプラザ(仮称)用蓄電池本体を設置する近傍の建物北側1階又は2階の居室に高圧受変電設備を設置する想定をしています。（最終決定ではないことをご理解下さい）
30	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	—	エコプラザ(仮称) 高圧受変電設備 について	エコプラザにおける蓄電池システム～高圧受変電設備間の配線敷設は、配線本体の敷設は蓄電池整備工事、配線を敷設するためのルート構築（掘削埋戻し、電線管敷設、ハンドホール、土工事全般）はエコプラザ本体整備の工程と考えてよろしいでしょうか。ルート構築工程はエコプラザ本体整備の外構工事の一部分であり、上記の整理することが合理的と考えます。	配線を敷設するためのルート構築（掘削埋戻し、電線管敷設、ハンドホール、土工事全般）も本蓄電池システム整備工事所掌範囲となります。
31	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	—	蓄電池システム全体配 置 計画について	計画図の配置予定場所への設置が物理的或いは法規制上困難な場合、蓄電池の配置場所を変更した提案を行ってもよろしいでしょうか。	各施設関係者（市所管部門含む）と詳細協議の上で決定した配置予定場所ですので、計画図通りの場所でご提案して下さい。ただし、追加案として配置場所を変更した提案（変更の優位性・合理性等を明示）をしていただいても構いません。
32	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	6	許認可申請手続き	工期内で電力会社との系統連系協議を行う必要がありますが、協議開始は平成31年度の工事契約を待たず開始してよろしいでしょうか。	本整備工事は、平成31年4月～5月頃に仮契約を締結する予定とされています。この仮契約後から協議が開始できるとご理解下さい。
33	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	8	完成図書	(15)の保証書は製造者から入手したものをお引き渡しすることと考えています。仕様書に3部提出とありますが、正1部、副2部でもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。提出部数は、整備工事開始前に市と協議の上、決定とします。

番号	資料名	頁数	項目	質問事項	回答
34	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	10	特記事項	(3)別添参考資料の【番号3 プロポーザル別添参考資料③】蓄電池システム全体配置計画図において、蓄電池システムが敷地境界付近の配置となっています。敷地境界における騒音規制値をご教示下さい。	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例「第136条規制基準の遵守等」による、「別表第13」に掲げる規制基準（騒音・振動）となります。
35	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	10	特記事項	(3)別添参考資料の【番号3 プロポーザル別添参考資料③】蓄電池システム全体配置計画図において、蓄電池システムが敷地境界付近の配置となっています。隣地への影響が小さくなる場所への提案は可能でしょうか。	各施設関係者（市所管部門含む）と詳細協議の上で決定した配置予定場所ですので、計画図通りの場所でご提案して下さい。ただし、追加案として配置場所を変更した提案（変更の優位性・合理性等を明示）をしていただいても構いません。
36	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	10	特記事項	(4)の武蔵野市クリーンセンターからの供給電力[kW]を削減できるようにとありますが、供給電力量[kWh]の削減と捉えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
37	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	10	特記事項	(4)の「ピークシフト機能」とはOEMSからの遠隔制御ではなく、蓄電池システム単体でも行えるスケジュール運転機能に基づくものと認識してよろしいでしょうか。	限定していないため、効率的かつ効果的なエネルギー需給及び最適なエネルギー管理が行える手法で提案して下さい。
38	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	10	特記事項	(10)武蔵野総合体育館の過去の電力需要の実績値（30分データ）を開示下さい。また、停電時に施設運営を継続するために必要な系統をご指示下さい。	施設側で実績値（30分データ）は記録していませんので、ご提供できないことをご理解下さい。停電時に施設運営を継続するために必要な系統は、蓄電池システム等整備に伴う詳細設計業務時に市と協議の上、決定とします。（非常用回路系統以外を想定しています）
39	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	10	特記事項	(10)の武蔵野総合体育館の非常用発電機（200kVA）は非常照明、及び非常動力のみに供給可能です。非常用発電機側の電気回路を変更することはできませんので、非常用発電機にて救済していない負荷系統（上記質問によりご回答いただいた系統）について、自立運転を計画しますが、このような考え方でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
40	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	15	材料及び機器	(3)の本整備工事で使用する材料及び機器の対象範囲をご教示下さい。また「あらかじめ」はいつ頃を想定しているかご指示下さい。	原則、材料及び機器において全てのご理解下さい。提出できない機器等がある場合には、市と協議の上、決定とします。各証明書等によって提出できる日が限定されることが想定されますので、市と協議の上、決定とします。
41	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	15	材料及び機器	(5)の耐腐食性について、塩害地域でない場合は一般的な屋外仕様としますがよろしいでしょうか。	一般的な屋外仕様など仕様を限定していないため、設置環境等を考慮して、耐腐食性において最適な仕様で提案して下さい。
42	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	15	材料及び機器	(10)のメーカーリストの対象範囲をご教示下さい。また「事前に」とはいつ頃を想定しているかご指示下さい。	原則、機器全てのご理解下さい。「事前に」は、実施設計図書提出時を想定しています。
43	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	15	施工検査（段階検査）	予め市が指定した工程を個別契約締結前にはご教示下さい。また、合わせて受検から合格承諾を頂くまでの最大日数をご教示下さい。工期が短い工程表の作成時に重要と考えます。	事業者の施工計画において、施工検査（段階検査）項目を決定するため、総合施工計画書（工程別施工計画書）の提出・承諾後になります。検査前に立会検査願を提出していただき、立会検査実施⇒承諾という形となり、最大2～3日と想定しています。
44	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	15	機器工場検査（場外検査）	機器工場検査を実施する機器は、個別契約締結前には決定されているものとします。また工場検査の日程調整には市管理者のご協力をいただけるものとします。このような考え方でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
45	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	16	取扱い説明	取扱い説明は、各施設において1回程度を想定することよろしいでしょうか。	複数回していただいても構いませんが、最低1回は実施していただくことを想定しています。
46	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	16	実施設計、施工の かし担保	実施設計のかし担保責任は、詳細設計業務委託者が負うものと考えますが、よろしいでしょうか。	本蓄電池システム整備工事の実施設計を対象としていますので、本整備工事受託者が負うものとします。
47	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	17	かしの判定・修補	上記質問にて、市が指示する騒音規制値を上回った場合に適用されるものと考えますが、よろしいでしょうか。 なお、市が計画されている配置計画図においては、運用上支障が無い事を確認済みと認識してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
48	仕様書5 ビルエネルギー マネジメント システム整備工事	4	整備事業範囲	新設される照明・空調・熱源等設備との施工区分、制御・監視ポイント、通信インターフェースの仕様、を開示頂けないでしょうか。また、更改されない部分については、既存の中央監視とともに残置と考えるのでしょうか。	新設される設備はありません。劣化改修（省エネ化含む）で更新する機器としては、「温水プール用エアハンドリングユニット」、「総合体育館用吸収式冷凍機」、「総合体育館用電気ヒートポンプ」になります。制御・監視ポイント等各種仕様は、既存仕様より最適かつスマートな館内全体のエネルギー管理を行える仕様で提案して下さい。
49	仕様書5 ビルエネルギー マネジメント システム整備工事	4	整備事業範囲	ビルエネルギーマネジメントシステム整備工事において、既設監視設備更新にあたり、無監視状態が発生することが考えられますが、どのくらいの期間でしたら許容されるのでしょうか。	整備工事開始前に市と協議の上、決定とします。極力、無監視状態がない工法・手法を選定して、提案下さい。
50	仕様書5 ビルエネルギー マネジメント システム整備工事	4	整備事業範囲	ビルエネルギーマネジメントシステム整備工事監視制御設備として、工事期間中は新旧並行運用が必要でしょうか。	整備工事開始前に市と協議の上、決定とします。極力、無監視状態がない工法・手法を選定して、提案下さい。

番号	資料名	頁数	項目	質問事項	回答
51	仕様書5 ビルエネルギー マネジメント システム整備工事	4	整備事業範囲	総合体育館内の既設BEMSを更新しますが、新設BEMSとの切替は、新設設置、既設撤去、新設移行の切替に伴う設備停止が入る認識でよろしいでしょうか。	整備工事開始前に市と協議の上、決定とします。極力、無監視状態（設備停止無し等）がない工法・手法を選定して、提案下さい。
52	仕様書5 ビルエネルギー マネジメント システム整備工事	5	整備事業範囲	CEMSとの連携に必要な機能やインターフェースについて開示頂けないでしょうか。	総合エネルギーマネジメント等業務内容である「BEMSを利用した総合体育館の最適化運用（武蔵野クリーンセンターCEMSとの連携制御含む）」で連携制御の詳細仕様を決定する予定ですので、現段階で仕様開示はできませんが、連携方法は以下を想定しています。 ■クリーンセンターCEMS～エッジコンピュータ（別途工事）間は専用通信を想定。 ■エッジコンピュータ（別途工事）～総合体育館BEMS間は、PLC等で用いられる一般的なプロトコル（FL-net、Modbus等）を想定。
53	仕様書5 ビルエネルギー マネジメント システム整備工事	5	整備事業範囲	CEMSによる蓄電池の遠隔制御を行うのは総合体育館のみであり、エコプラザおよび第4中学校の蓄電池は制御対象外という認識でよろしいでしょうか。	武蔵野クリーンセンターのCEMSによる蓄電池の遠隔制御を行う施設は蓄電池システムを整備する3施設（総合体育館・エコプラザ（仮称）・第4中学校）と考えています。
54	仕様書5 ビルエネルギー マネジメント システム整備工事	5	整備事業範囲	BEMSを介してのCEMSによる蓄電池システムの遠隔制御について、蓄電池の運転情報はBEMS経由とし、蓄電池の制御はCEMSから直接行う下図の方式を想定してよろしいでしょうか。 	制御仕様を限定していないため、効率的かつ効果的なエネルギー需給及び最適なエネルギー管理が行える手法で提案して下さい。
55	仕様書5 ビルエネルギー マネジメント システム整備工事	5	整備事業範囲	CEMSからの蓄電池の遠隔制御を行う上で、蓄電池は一般的なプロトコル（Modbus等）により外部からの制御が可能な製品を準備すればよろしいでしょうか。	クリーンセンターCEMS～蓄電池システムの遠隔制御は、蓄電池システムが設置される各施設（総合体育館、エコプラザ（仮称）、第4中学校）にエッジコンピュータを設置し、蓄電池システム間はPLC等で用いられる一般的なプロトコル（FL-net、Modbus等）による制御を想定しています。
56	仕様書5 ビルエネルギー マネジメント システム整備工事	8	完成図書	(15)の保証書は製造者から入手したものをお引き渡すことで考えています。仕様書に3部提出とありますが、正1部、副2部でもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。提出部数は、整備工事開始前に市と協議の上、決定とします。
57	仕様書5 ビルエネルギー マネジメント システム整備工事	9	主要機器基本仕様	中央監視装置における「自己診断」とは具体的にどのような機能や仕様を指しているのでしょうか。付帯設備で、現状で利用できるものは再利用してよろしいでしょうか。	RAS機能、各ユニット部の異常（CPU、メモリ、I/Oバス、バッテリー等）を検知する機能を想定しています。付帯設備にて、現状で利用できるものは再利用しない形で提案して下さい。
58	仕様書5 ビルエネルギー マネジメント システム整備工事	9	主要機器基本仕様	データサーバーは、ラック型ではなく、壁掛型や自立型でもよろしいでしょうか。	データサーバーは、保守・保全（粉塵対策など）を考慮して、ラック型としていますので、ラック型で提案して下さい。
59	仕様書5 ビルエネルギー マネジメント システム整備工事	10	主要機器基本仕様	照明や空調の現場コントローラは、採用される機器メーカーの仕様大きく依存します。照明・空調・熱源等設備の新設工事で設置をお願いすることは可能でしょうか。	本整備工事内で現場コントローラも含めて整備する仕様で提案して下さい。
60	仕様書5 ビルエネルギー マネジメント システム整備工事	14	材料及び機器	(3)の本整備工事で使用する材料及び機器の対象範囲をご教示下さい。また「あらかじめ」といつ頃を想定しているかご指示下さい。	原則、材料及び機器全てをご理解下さい。提出できない機器等がある場合には、市と協議の上、決定とします。各証明書等によって提出できる日が限定されることが想定されますので、市と協議の上、決定とします。
61	仕様書5 ビルエネルギー マネジメント システム整備工事	15	材料及び機器	(10)のメーカーリストの対象範囲をご教示下さい。また「事前に」といつ頃を想定しているかご指示下さい。	第2章主要機器基本仕様に示す新規設置機器を対象範囲とお考え下さい。リスト提出時期は、工事開始前の実施設計図書提出時を想定しています。
62	仕様書5 ビルエネルギー マネジメント システム整備工事	16	かし担保 実施設計、施工の かし担保	実施設計のかし担保責任は、詳細設計業務委託者が負うものと考えますが、よろしいでしょうか。	本整備工事の実施設計を対象としていますので、本整備工事受託者が負うものとします。
63	仕様書全般	-	-	業務着手後、仕様書に記載の無い要望事項が発生した場合、可能な限り対応させていただきますが、提案書の内容及び金額を踏まえ、実施可否については協議させて頂けますでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	資料名	頁数	項目	質問事項	回答
武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクトに伴うプロポーザルに関する質問回答書(第2回目)					
番号	資料名	頁数	項目	質問事項	回答
1	全般	—	リスク分担について	本プロポーザルの実施要領には受発注者のリスク分担について記載されている項目がありません。想定外の大規模自然災害や設計と現場との大きな差異が認められた場合、条例や法規の改正により条件を満たせなくなった場合など、想定されるリスクを一覧表にし、受発注者のリスク分担を明確にしておく必要はないでしょうか。	現段階では、下記質問番号2に示す「契約約款」、「覚書(案)」、「プロジェクト仕様書」で示す内容でリスク分担の判断をして下さい。必要に応じて、覚書、各業務委託、設計委託、工事請負契約を締結時に詳細協議の上、決定とします。
2	全般	—	支払条件について	本プロポーザルの実施要領には支払い条件について記載されている項目がありません。契約書(案)を提示していただき、支払い条件を確認させていただけないでしょうか。	本プロジェクトに伴う特別な契約書はありません。市が各種業務委託、設計委託(建築設計)、工事請負契約の際に契約書に添付する契約約款は、本市ホームページに公開していますので、下記アドレスにてご参照下さい。支払い条件についても、契約約款にて確認下さい。 http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/keiyaku_nyuu_satsu/1017539/1017540.html
3	全般	—	参考図の情報提供	武蔵野市エコプラザの現状受変電設備概要図(単結や平面図など)があれば参考図面として情報提供いただけませんか。	エコプラザ(仮称)の受変電設備は新設になります。現在、新規受変電設備仕様(単結や配置平面図等)は決定していません。現在想定している受変電設備設置箇所は、エコプラザ(仮称)用蓄電池本体を設置する近傍の建物北側1階又は2階の居室に高圧受変電設備を設置する想定をしています。(最終決定ではないことをご理解下さい)
4	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	7	完成図書	CEMS、蓄電池、BEMSの保守メンテナンス費用、ランニングコストなども概算しようと考えておりますが、15年間の運用を前提に算出で問題ないでしょうか。また、蓄電池は1日一回50%以上の放電深度で15年間利用を見込めるものと記載されていますが、蓄電池劣化に伴う容量低下の下限値などは仕様がございますでしょうか。	本仕様書では、運用期間を特に定めていませんので、運用期間は任意で提案して下さい。また、蓄電池劣化に伴う容量低下の下限値も定めていませんので、放電深度50%以上で毎日1回以上の充放電を15年繰り返し利用が見込めるものを前提に提案して下さい。
5	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	9	主要機器基本仕様	蓄電池PCSの運用方法に関する必須機能については、下記の解釈でよろしいでしょうか。 <要求仕様> ・単独運転状態になった場合は運転停止、解列すること。 ・各施設から系統への逆潮流は禁止すること。 ・非常時(停電時)は各施設の重要負荷に対して自立運転で電力供給すること。 ・平常時は各施設のデマンドのピークシフトを行い、更に武蔵野クリーンセンター(CEMS)からのDR指示をもとに上げDRor 下げDRが可能なこと。 ・上記の非常時の運転と平常時の運転は、系統側を常時監視し自動的に切り替わり運転可能なこと。	本仕様書の第2章主要機器基本仕様の通りです。
6	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	10	特記事項	(5)の蓄電池システムの期待寿命としては、放電深度50%以上で毎日1回以上の充放電を15年繰り返し利用が見込めるものとするとの記載があります。(ビルエネルギーマネジメントシステム整備工事の仕様書には同様の記載は無し)その他システム機器等の保証についてはメーカー保証の範囲内と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	12	現場管理	資材置場、資材搬入路、仮設事務所等については、原則として工事範囲内に設置するものとするとの記載がありますが、用地に関しては無償にて借用できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
8	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	14	整備工事監理	受注者は、市が別途委託する整備工事監理受注者が行う。との記載がありますが、市が別途委託する整備工事監理者及び発注者向けの仮設事務所等については設置する必要はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	仕様書5 ビルエネルギー マネジメント システム整備工事	4~10	整備事業概要 主要機器基本仕様	BEMSのエネルギー管理システム機能については、下記の解釈でよろしいでしょうか。 <要求仕様> ・武蔵野総合体育館設置の蓄電池と連携しながら、体育館のデマンドのピークカットを行えること。 ・武蔵野クリーンセンター(CEMS)からのDR指示をもとに、今回設置予定(3施設)の蓄電池システムと連携し上げDRor 下げDRが可能なこと。 ・エネルギーの使用状況の可視化。	本仕様書の2. 整備事業概要(4) 整備事業範囲及び第2章主要機器基本仕様の通りです。
10	仕様書5 ビルエネルギー マネジメント システム整備工事	12	現場管理	資材置場、資材搬入路、仮設事務所等については、原則として工事範囲内に設置するものとするとの記載がありますが、用地に関しては無償にて借用できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	仕様書5 ビルエネルギー マネジメント システム整備工事	14	整備工事監理	受注者は、市が別途委託する整備工事監理受注者が行う。との記載がありますが、市が別途委託する整備工事監理者及び発注者向けの仮設事務所等については設置する必要はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	別添参考資料	—	番号19 市総合体育館 現況設備 管理システム概要図 (盤寸法図、自動制御機 器、中央監視入出力図)	既設のBEMSの入出力仕様が記載されておりますが、BEMSの納入範囲はこの資料に記載の「リモートコントロールユニットRS DDS」までの範囲であり、入出力仕様も既設同等と考えて問題ないでしょうか。	ご理解の通りですが、最終的な仕様は「蓄電池システム等整備に伴う詳細設計業務委託」で決定とご理解下さい。
13	別添参考資料	—	番号20 市総合体育館 現況設備 管理システム概要図 (中央監視一覧表①)	監視点一覧表の下記の項目は「電流」でしょうか。(同一名称のポイントが2つございますが、質問の対象は「計測・その他」の項目です) ・高圧き電盤(1) ・高圧き電盤(2) ・フル棟き電盤(2) ・キュービクル 屋外	ご理解の通り、電流のポイントとお考え下さい。

番号	資料名	頁数	項目	質問事項	回答
14	別添参考資料	—	番号20 市総合体育館 現況設備 管理システム概要図 (中央監視一覧表①)	蓄電池、CEMSと連動させるために電力(W)の計測が必須であると考えます。現状の監視点一覧表には「電力」の記載がございませんが、以下の箇所の「電力」をBEMS 側に取り込むためのI/F はございますでしょうか。 ・ 高圧受電盤 ・ F1~F4	現状設備には、以下の電力量ポイントがあり、インターフェイスはバルス入力となります。 ■ 高圧受電盤 電力量 ■ 高圧き電盤1 電力量 ■ 高圧き電盤2 電力量 ■ プール様き電盤1 電力量 ■ キュービクル屋外 電力量
15	別添参考資料	—	番号25 総合エネルギー マネジメント 全体構想図	熱源・空調・照明設備等が省エネ改修されるとの記載がございます。改修内容によっては、BEMS-熱源・空調・照明設備間の入出力仕様が大きく変わることが予想されます。「空調」「照明」「熱源」のそれぞれに関しましては入出力仕様に変更があるか、変更がある場合はどのような変更かご教示いただけないでしょうか。 例)空調はダイキン製エアコンを採用し、制御は通信プロトコル「BACnet」を使用して行う等	新設される設備はありません。 劣化改修(省エネ化含む)で更新する機器としては、「温水プール用エアハンドリングユニット」、「総合体育館用吸収式冷凍機」、「総合体育館用電気ヒートポンプ」が予定されています。入出力仕様については、現段階では変更はないものとお考え下さい。制御・監視ポイント等各種仕様は、既存仕様より最適かつスマートな館内全体のエネルギー管理を行える仕様で提案して下さい。
16	実施要領	4	7応募資格要検討 (2) 応募者の資格	実施要領では、構成企業について、応募者の資格の「基本要件」を満たすことが前提となっております。これに対し、弊社は次の体制での参画を企画しています。(具体的企業名はここでは伏せます) 事業1 面的利用拡大調査 A社 事業2 蓄電池詳細設計 A社 ※C社(蓄電池そのものの設計) 事業3 蓄電池工事 B社 ※C社(蓄電池製作) 事業4 BEMS工事 B社 ※C社(BEMS製作) 事業5 総合エネマネ A社 ※C社(エネマネ技術要件の検討) この場合、幹事企業及び構成企業は各事業の契約先となるA社とB社になると考えますが、本チームの特徴は単なる納入メーカーではない高度な蓄電・エネルギーマネジメントシステムの設計・製作を行うことができるC社を含むことにあります。ただしC社は製作会社となるため、武蔵野市様に限らず公共の入札参加資格は保有しません。(経産省のエネマネ実証事業の参加実績はあります。)この時、構成企業を記載する様式等にC社を準構成企業として加えて参加申請を行いたいと考えています。趣旨は、C社が本体制に明確に含まれることで、単なる協力会社ではなく、責任ある参画を貴市に対してお示しするとともに、蓄電システム等に関する経産省のエネマネ実証事業等の実績を持つ体制であること、調査・計画・設計・製作・施工・効果計測までの一貫した体制を構築したことをお示しすることです。 上記、C社を準構成企業として、記載することは構わないでしょうか。	ご理解のとおり、構成企業については、実施要領に記載の要件等を満たす必要があります。このことから、準構成企業は、構成企業にはあたりません。提案として記載いただくことは可能ですが、構成企業と準構成企業が明確に確認できるように記載してください。
17	実施要領	8	2提出書類・図書等	同種の実績に添付する契約書(写)について、実績として機器納入が多く契約書がない場合があるため、代わりに注文書(写)と請書(写)を添付することでもよろしいでしょうか。	ご質問に記載のとおり、契約書の代わりに注文書(写)と請書(写)を添付してください。

武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクトに伴うプロポーザルに関する質問回答書(第3回目)

番号	資料名	頁数	項目	質問事項	回答
1	プロポーザル 実施要領	5	優先交渉権者決定 から契約まで	③に業務毎に契約を締結するとあります。グループで応募する場合、5つの業務それぞれを分担する企業が単独で貴市と契約を締結するという解釈で間違いはないでしょうか?あるいは、5つの業務全てについて、グループ(JV)と貴市で契約締結することをお考えでしょうか?	ご理解の通りです。5つの業務(整備工事含む)それぞれを分担する企業が単独で市と相対契約いたします。
2	様式集	様式10	全体	あらかじめ記載されている「留意事項」と「評価の視点」は削除して構わないでしょうか。(執筆スペースを確保するため)	削除してスペース確保していただいて構いません。
3	様式集	参考資料③	覚書(案)	第6条2項の幹事企業の「窓口」業務とは具体的にどのような対応を想定しているのでしょうか。	記載の通り、覚書及び請負契約等の締結に係る市とグループ間における主導者の役割となる対応を行うことを想定しています。
4	様式集	参考資料③	覚書(案)	第13条の市の契約変更権については記載されていますが、事業者からも合理的な理由がある場合には、変更の申し出も可能な規定としていただけないでしょうか。	現状案は、記載のとおりです。最終的な内容については、覚書締結前に市と協議の上、決定といたします。
5	様式集	参考資料③	覚書(案)	第13条2項の14日以内としているのは30日程度としていただけないでしょうか。また、暦日ではなく、営業日で設定いただけないでしょうか。	現状案は、記載のとおりです。最終的な内容については、覚書締結前に市と協議の上、決定といたします。
6	様式集	参考資料③	覚書(案)	第14条の債務不履行責任について、損害賠償の範囲から間接損害や逸失利益については除外いただけないでしょうか。	現状案は、記載のとおりです。最終的な内容については、覚書締結前に市と協議の上、決定といたします。
7	プロジェクト 全体計画工程表 (想定)	—	—	現在、市で計画されているスケジュールに沿いますと、6月議会の説明資料として事業者で準備可能なものは、概略設計内容と概算の見積金額となりますがよろしいでしょうか。	現状、不確定事項のため、回答できないことをご理解下さい。市と協議の上、調整、決定していくこととなります。
8	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	—	—	総合体育館、エコプラザ、第四中の外構の断面図(電気設備図面、衛生設備図面、及び建築図面)を開示いただけないでしょうか。埋設配管の有無、舗装の種類・厚みなどを確認し、工事計画に反映します。	CD-Rで配布した別添参考資料以外の図面等は開示いたしません。別添参考資料・仕様書等において、価格・技術提案図書(様式8~様式10)の作成を行って下さい。

番号	資料名	頁数	項目	質問事項	回答
9	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	5	整備事業範囲	②既設受変電設備との系統接続工事において、新設する蓄電池システムと受変電設備との系統接続工事を行うために、既設受変電設備の改造が必要となりますので、既設受変電設備の製造メーカーをご教示ください。	市で所有管理している図書類では製造メーカーが限定できないため、必要であれば建設地視察の範囲内において確認して下さい。
10	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	10	特記事項	(9)の「蓄電池からの放電電力は、系統側（クリーンセンター）に逆潮流させないように工夫し、送配電事業者（電力会社）との連系を可能とすること」との記載があります。今回蓄電池システムを導入する市立第四中学校においては、【別添参考資料⑤市立第四中学校 現況受変電設備概要図】によると太陽光発電設備の余剰電力買取制度を利用しているものと思われます。蓄電池システムを導入するに当たり、既存の太陽光発電設備は自家消費（蓄電池システムへの充電を含む）とし、売電は行わないという事でよろしいでしょうか	ご理解のとおり、太陽光発電による余剰分のFITでの売電は行わず、自家消費を前提としたものを想定していますが、最終的な仕様は送配電事業者との系統連系などの各種協議により決定とします。
11	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	10	特記事項	(9)の「蓄電池からの放電電力は、系統側（クリーンセンター）に逆潮流させないように工夫」と記載があります。 【別添参考資料⑩総合エネルギーマネジメント全体構想図】を拝見すると、クリーンセンターからエコプラザ、総合体育館へは電力自営線が設けられているように見て取れます。これらの建物からの逆潮流は禁止という事でしょうか。それとも建物からの逆潮流ではなくて、東京電力PG様の電線系統への逆潮流が禁止という事でしょうか。	エコプラザ(仮称)、総合体育館から逆潮流させない工夫をしていただくことを想定しています。
12	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	10	特記事項	【別添参考資料⑩総合エネルギーマネジメント全体構想図】を拝見すると、第四中学校のみ災害時に自営線より電力供給と記載されています。中学校のみ災害時は自営線から、平常時は東京電力PG様の電線系統からの電力供給という認識で問題ないですか。（つまり、他の建物は常に自営線から電力供給されるという認識でしょうか）	ご理解の通りです。